

## ○公立大学法人福岡県立大学ホームページ管理・運用要綱

平成20年12月22日  
改正 平成21年10月 1日  
改正 平成28年 7月19日  
改正 令和 2年 4月 1日  
改正 令和 3年 4月 1日  
改正 令和 4年10月 1日

(趣旨)

**第1条** この要綱は、公立大学法人福岡県立大学（以下「本学」という。）のサーバシステムを用いて本学に関わる情報を発信するホームページの管理及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所有権・著作権)

**第2条** 本学ホームページの全てのページに関する所有権・著作権は、本学に属するものとする。

(定義)

**第3条** この要綱において、各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公立大学法人福岡県立大学ホームページ  
https://www.fukuoka-pu.ac.jp/をトップページとしドメイン名 fukuoka-pu.ac.jp の下にある全てのweb ページをいう。
- (2) リンク  
公立大学法人福岡県立大学ホームページ（以下「本学ホームページ」という。）と外部組織のホームページで発信する情報をコンピュータで関連付けることをいう。

(ホームページシステム管理者)

**第4条** 本学ホームページの円滑な管理及び運用を行うために、ホームページシステム管理者（以下「管理者」という。）を置く。

- 2 管理者は、総合情報委員会の委員長をもって充てる。
- 3 管理者は、本学ホームページに関する権限と責任を有するものとする。
- 4 管理者は、管理者の業務を補佐する者として、教職員の中から若干名を選任することができる。

(ホームページの管理・運用事務)

**第5条** 経営管理部は、次に掲げる所掌事務を行う。

- (1) 本学ホームページに係る年次計画に関すること。
- (2) 本学ホームページの運用方法に関すること。
- (3) 本学ホームページへのリンクに関すること。
- (4) 次条に規定する運用責任者との調整・連絡に関すること。

(5) 前各号のほか、本学ホームページの適正な管理・運用に必要と認められる事項

(運用責任者)

**第6条** 本学において所管し発信する情報（以下「所管情報」という。）ごとに運用責任者を置き、以下のとおり所管情報の長をもって充てる。

- (1) 人間社会学部及び人間社会学研究科が所管し発信する情報  
人間社会学部長・人間社会学研究科長
- (2) 看護学部及び看護学研究科が所管し発信する情報  
看護学部長・看護学研究科長
- (3) 福岡県立大学附属研究所が所管し発信する情報  
附属研究所長
- (4) 福岡県立大学不登校・ひきこもりサポートセンターが所管し発信する情報  
不登校・ひきこもりサポートセンター長
- (5) 福岡県立大学社会貢献・ボランティア支援センターが所管し発信する情報  
社会貢献・ボランティア支援センター長
- (6) 福岡県立大学情報処理センターが所管し発信する情報  
情報処理センター長
- (7) 福岡県立大学附属図書館が所管し発信する情報  
附属図書館長
- (8) 福岡県立大学看護実践教育センターが所管し発信する情報  
看護実践教育センター長
- (9) 福岡県立大学学生総合支援センターが所管し発信する情報  
学生総合支援センター長
- (10) 福岡県立大学国際交流センターが所管し発信する情報  
国際交流センター長
- (11) 事務局経営管理部が所管し発信する情報  
経営管理部長
- (12) 事務局学務部が所管し発信する情報  
学務部長
- (13) その他  
管理者が指名する者

2 運用責任者は、本学ホームページの効果的な活用に努めるものとする。

3 運用責任者は、本学ホームページへ掲載する所管情報の作成及び管理について、その責任を負うものとする。

(取扱者)

**第7条** 運用責任者は、本学ホームページへ掲載する所管情報の作成、変更（修正）及び削除（以下「掲載等」という。）並びにそれを管理する取扱者として、所属の者を選任することができる。

2 運用責任者は、取扱者を選任又は変更した場合は、様式1「公立大学法人福岡県立大学ホームページ取扱者選任・変更報告書」により管理運用責任者に報告しなければなら

ない。

- 3 取扱者は、運用責任者の指示により本学ホームページへの掲載等及び管理を行うものとする。

(所管情報の掲載等の届出)

**第8条** 運用責任者は、所管情報に関してトップページの変更を行う場合は、あらかじめ、様式2「公立大学法人福岡県立大学ホームページトップページ情報変更届出書」により管理者に届出をしなければならない。

- 2 前項の届出は、本学の電子メールを使用して行うことができるものとする。

(所管情報の管理)

**第9条** 運用責任者は、定期的に所管情報の見直しを図るとともに、変更又は削除する必要がある所管情報がある場合は、これを放置することなく早急に所要の措置を講じなければならない。

- 2 管理者は、運用責任者に対し、所管情報の見直し等を勧告することができる。

## 第10条 削除

(ホームページの掲載停止・削除等)

**第11条** 管理者は、本学ホームページにおいて、情報の掲載により以下の各号に該当する事態が生じたときは、当該情報が含まれるページの掲載停止又は削除、当該ページに係るリンクの解除等必要な措置を講ずることができる。

- (1) 学術研究・教育のための利用及び事務のための利用外の目的で利用したとき
- (2) 本学のネットワークシステムに重大な損害又は不利益を与えたとき
- (3) 公序良俗に反するとき
- (4) 第三者に損害又は不利益を与えるとき
- (5) 第三者を誹謗中傷する内容のとき
- (6) その他、管理者が特にその必要性を認めたとき

(疑義が生じた場合の措置)

**第12条** 条文の解釈等について疑義が生じた場合は、管理者に意見を求め理事長が決定する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行期日前に掲載した所管情報については、掲載を許可されたものとみなし第8条の規定は適用しないものとする。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成21年10月1日から施行する

**附 則**

この要綱は、平成28年7月19日から施行する

**附 則**

この要綱は、令和2年4月1日から施行する

**附 則**

この要綱は、令和3年4月1日から施行する

**附 則**

この要綱は、令和4年10月1日から施行する

様式1 (第7条関係)

公立大学法人福岡県立大学  
ホームページ取扱者選任・変更報告書

年 月 日

ホームページシステム管理者

\_\_\_\_\_様

運用責任者

職名

氏名 \_\_\_\_\_印

公立大学法人福岡県立大学ホームページ管理・運用要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり取扱者を選任・変更したので、同条第2項の規定に基づき報告します。

記

職 名	氏 名	選任・変更年月日	備 考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

様式2 (第8条関係)

<p style="text-align: center;">公立大学法人福岡県立大学ホームページ トップページ情報変更届出書</p>				
年 月 日				
<p>ホームページシステム管理者 _____様</p>				
<p>運用責任者</p>				
<p>職名</p>				
<p>氏名 _____ 印</p>				
<p>公立大学法人福岡県立大学ホームページ管理・運用要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり届出します。</p>				
届出区分		<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更（修正） <input type="checkbox"/> 削除		
掲載事項	内容（趣旨）			
掲載等（予定）日		年 月 日		
掲載データ	データ形式			
	添付資料	別添のとおり（可視データを添付）		
取扱者	職名		氏名	
備考				